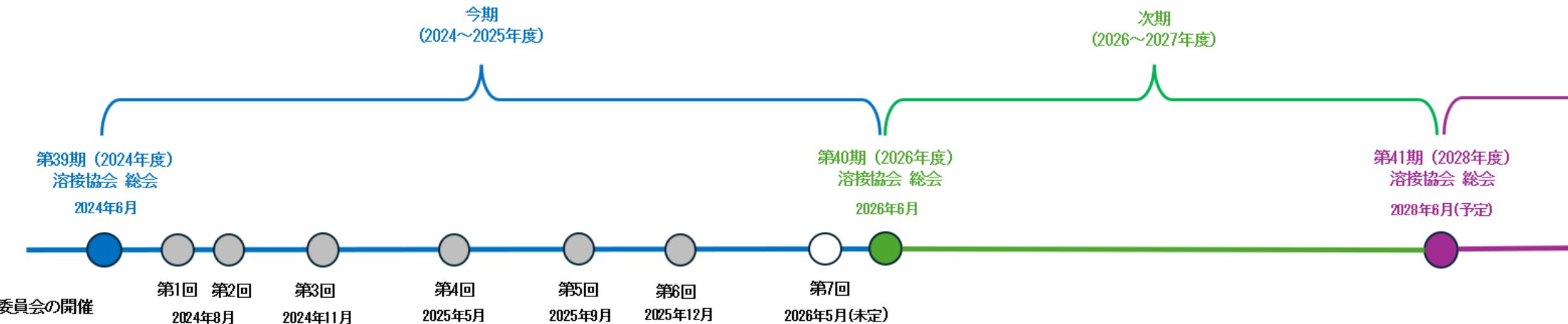


次期(2026～2027年度)委員の委嘱と委員長・副委員長の互選

- 現時点で再任不可が確定していない委員は、全員再任されるものとする。
- 再任される委員が「民間規格等の審議に係る要領」第4項に定める委員選定のカテゴリ(属性)を満足していることを確認のうえ、委員長及び副委員長の互選を行う。



(備考)

- 委員の委嘱 : 委員会の議決による。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。
- 委員の属性 : 学識者、A認定/スーパー認定事業者、検査会社、圧力設備設計/製作会社、エンジニアリング会社、保険会社・試験/認証会社・第三者安全性審査会社、国が推薦する技術的専門性を有する者。
- 委員の任期 : 2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 委員の年齢 : 委嘱時点で70歳までとする。
- 委員長、副委員長の委嘱 : 委員の互選で定め、連続した再選は二期までとする。委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。
- 幹事の選任 : 必要と判断した場合、委員の中から若干名指名することができる。